

新型コロナウイルス感染防止のための行動指針

【9月7日から当面の間】

長岡技術科学大学

【1】本学の基本方針

1. 大学は、学生と教職員の健康を最優先とし、それぞれが自律した感染防止行動に努める。
2. 教育は、感染防止に最大限配慮しながら、オンラインを用いた遠隔授業及び対面授業を併用して行う。
3. 研究は、学生と教職員が自身の健康と関係者への感染拡大防止に最大限配慮しながら行う。

【2】具体的行動指針

1. 危機対策本部の判断に基づいて、教育研究及び大学運営を行う。また、国から発出される情報や新潟県内の感染状況に応じて、引き続き自覚を持った構成員の行動を強く要請する。
2. PCR検査で陽性となった者は、保健所等の指示^{※1}に従って行動すること。濃厚接触者又は感染リスクの高い行動履歴のある者^{※2}は5日間大学への登校・出勤を禁止するが、体調に問題がなく自宅待機2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査結果で陰性が判明した者については、3日目に解除となり登校・出勤を可能とする。

なお、体調に問題がなく無症状の場合（濃厚接触者は除く。）、新潟県ワクチン検査パッケージの無料PCR検査^{※3}（開設期間：令和4年9月30日まで。以降延長された場合はその開設期間までとする。）を受けて陰性が判明した場合に限り、5日間経過していなくても翌日から登校・出勤を可能とする。

3. 「新しい生活様式」を踏まえた行動指針は以下のとおりとする。

なお、本学で新型コロナウイルスの感染拡大が予想される場合は、直ちに本行動指針について見直しを行う。

※1 保健所等が指定する療養期間の指示は、陽性者は発症日から7日間、濃厚接触者は当該陽性者の発症日（当該陽性者が無症状の場合は検体採取日）から5日間となり、登校・出勤の禁止期間となる。

※2 感染リスクの高い行動履歴のある者

①新潟県の「濃厚接触者の判断基準」に該当しないが、それに準ずる場合

②濃厚接触者との間に「濃厚接触者の判断基準」に該当する接触のあった場合

<濃厚接触者の定義について>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>

※3 新潟県ワクチン検査パッケージ等の為のPCR検査所について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html>

下記文中に記載のある「健康チェック&行動履歴シート」は、下記よりダウンロードし、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を毎日必ず記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。

PDF版（PDF：595KB）／Excel版（Excel：17KB）

学生

1. 登校に当たっては、自身の感染防止対策及び他者への感染防止対策を徹底し、行動すること。なお、感染防止及び感染拡大防止対策として、以下の事項について実践を要請する。
 - ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避けること。

- ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。
 - ・「健康チェック&行動履歴シート」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を毎日必ず記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。
 - ・学生食堂及び売店など福利棟を利用する場合において、施設への立ち入りは制限しないが、感染防止対策のため、なるべく短時間での利用とすること。
2. 2学期の授業は、9月2日（金）から開始し、原則、対面授業とする。対面授業はソーシャルディスタンスを確保し受講する。なお、対面型授業の受講に際しては、マスクの着用、体温測定を条件とし、37.5℃以上の発熱がある場合過去1週間に体調不良又は感染リスクの高い行動履歴があった場合などは授業担当教員に連絡のうえ自宅待機とし、授業の受講については担当教員の指示に従うこと。
3. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク（不織布マスクなど）を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。
- 高温多湿による熱中症のリスクが高くなることから、特に講義等におけるマスクの着用については、6月6日付け危機対策本部長（学長）発出「マスク着用について」に従うこと。

PDF版（PDF：92KB）

4. 感染防止対策として、以下の事項について実践を要請する。
- ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。
 - ・新型コロナワクチン接種を受けた場合でも感染する、感染させる可能性はあるので、これまで以上に自覚を持って感染防止を徹底すること。
 - ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。ワクチン接種を行っていてもマスクは外さないこと。特に研究室内は3密になり易く感染リスクも高まるので、マスク着用を徹底すること。食事をする際は、黙食を徹底すること。
 - ・「健康チェック&行動履歴シート」の内容に沿って、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を毎日必ず記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。
5. 研究室での活動においてもマスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保しつつ、最適な環境で研究が行えるよう設定温度を調整して空調設備を利用する。実験等で機器を使用する場合は、接触感染につながらないように開始・休憩・終了時に手洗いや、手指の消毒、使用した機器の消毒を励行する。
- また、研究室にPCR検査等で陽性者が出た場合、研究室活動によりその陽性者との関係で濃厚接触者となった者が出た場合は、大学として研究室単位で直ちに5日間登校を禁止し、自宅待機等の措置を講ずることがある。
- 自宅待機を講じた研究室での陽性者は保健所等の指示に従うこととなるが、自宅待機を講じた研究室で濃厚接触者又は体調不良でない場合であっても、5日間大学への登校を禁止するが、自宅待機2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査結果で陰性が判明した者については、3日目に解除となり登校を可能とする。なお、体調不良があった場合は、新潟県新型コロナ受診・相談センターに相談するか若しくは医療機関を受診して医師の指示に従うこと。診断の結果、新型コロナ感染の疑いがなく保健所等から自宅療養や自宅待機等の指示がない場合は、体調が回復して3日経過するか、登校禁止の5日間経過するかどちらか遅い日までは、原則として登校を禁止する。
6. 海外渡航については、「学生の海外派遣基準（海外実務訓練派遣）^{※1}」及び「海外リサーチインターンシップ等の学生派遣基準^{※2}」に従うこと。また、教員と帯同する海外渡航（出張扱

い)については、「海外渡航に係る許可の基準及び要件(教職員)(令和4年8月1日から当面の間)^{※3}」に従うこと。国内については、不要不急の県外への移動は極力控えることを要請。なお、県外との往来などがあった場合には、5日間体調観察・管理を徹底すること。

※1 学生の海外派遣基準(海外実務訓練派遣)

https://www.nagaokaut.ac.jp/corona_virus/R4corona_student/index.files/joken.pdf

※2 海外リサーチインターンシップ等の学生派遣基準

<https://www.nagaokaut.ac.jp/shincyaku/202208/31.files/kijun.pdf>

※3 海外渡航に係る許可の基準及び要件(教職員)(令和4年8月1日から当面の間)

https://www.nagaokaut.ac.jp/shincyaku/202208/01_2.html

7. 就職活動についても、上記6に準じて行動すること。
8. 外出行動については、3密を避け、感染の危険性がある行動を行わないこと。また、普段顔を合わせない人(特に他都道府県在住者)との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。
9. サークル活動については、3密を避け、感染防止に特に留意して1回2時間以内で活動すること。なお、活動再開にあたっては、各競技によって団体が定めたガイドラインにも留意し、事前に学生支援課に感染対策を盛り込んだ新たな令和4年度以降の活動計画を提出し、許可を得てから活動すること。
また、①合宿、②学外でのサークル活動、③県内他大学等との交流を伴う活動は、当面の間、県内に限った活動は事前に活動計画書を提出し許可を得れば可能とするが、県外居住者が参加する活動は当面の間禁止とする。
10. アルバイトを行う場合は、感染防止策が十分にとられている環境等であることが確認できる場合にのみ行うよう要請。なお、3密の環境下にあるなど感染の危険性があるアルバイトは避けるよう強く要請。
11. 酒類を含む飲食を伴う会合は、当面の間、極力控えること。どうしても実施する場合は、直接対面しない遠隔による方法等で感染防止対策を徹底すること。友人等との複数人での宅飲み(研究室でのものを含む)は厳禁とする。
陽性者や濃厚接触者となった学生は、マスクをつけずに飲食時に会話をしたことや、同じアパート等において長時間にわたって一緒に過ごしたなど1人1人が気を付けて行動すれば避けられた事案であったことから、今後もこのようなことがないよう特に注意して行動すること。
12. 体調不良の場合、自宅で待機するなど行動を自粛する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センターに相談し、かつ医療機関を受診するとともに、大学に連絡すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。
13. その他、国及び新潟県(又は移動先の都道府県)が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。(新潟県及び長岡市からの情報は、<参考>のリンク先を参照)

教員

1. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク(不織布マスクなど)を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。
2. 学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。また、感染拡大防止の観点から、ワクチン接種を行っている場合でも大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。また、「健康チェック&行動履歴シート」の内容に沿って、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動(訪問先、接触者等)を記録すること(感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める)。

3. 2学期の授業は、9月2日（金）から開始し、原則、対面授業とする。対面授業はソーシャルディスタンスを確保し実施する。対面型授業の実施に際しては、マスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保する。また、37.5℃以上の発熱がある場合、体調不良又は感染リスクの高い行動履歴があった場合には、授業実施を見合わせる事。

高温多湿による熱中症のリスクが高くなることから、特に講義等におけるマスクの着用については、6月6日付け危機対策本部長（学長）発出「マスク着用について」に従うこと。

PDF版（PDF：92KB）

4. 研究室での活動においてもマスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保する。なお、実験等で使用する機器は、手で触れる箇所等を適切な方法で消毒等するとともに、接触感染につながらないように開始・休憩・終了時に手洗いや手指消毒を励行するよう指導する。また、学生の行動指針4を参照のうえ行動すること。

5. 陽性者は就業禁止となり、自宅待機の期間等は保健所等の指示に従うこと。但し、業務継続性のため、陽性者及び濃厚接触者のうち、無症状の者については、在宅勤務を許可することがある。

6. 海外渡航については、「海外渡航に係る許可の基準及び要件（教職員）（令和4年8月1日から当面の間）^{※1}」に従うこと。国内については、不要不急の県外への移動は用務の必要性を慎重に判断し、極力控えることを要請。なお、県外から移動してきた場合は、5日間は体調に注意して行動すること。

※1 海外渡航に係る許可の基準及び要件（教職員）（令和4年8月1日から当面の間）

https://www.nagaokaut.ac.jp/shincyaku/202208/01_2.html

7. 会議等は、メールもしくはオンライン会議により実施することが原則。

8. 学外者との会議・打合せ等もできるだけメールもしくはオンライン会議により実施することを要請。学外からの来訪者（アポイントメントのある者）との対面での打合せ等を行う場合については、感染防止対策を徹底するとともに来訪者の氏名、連絡先等を記録・保存し、危機対策本部からの求めがあった場合には提出すること。

9. 学生を帯同して合宿を行うことは、原則禁止とする。やむを得ず実施する必要がある場合は、事前に危機対策本部に届け出ること。

10. 普段顔を合わせない人（特に他都道府県在住者）との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。

11. 酒類を含む飲食を伴う会合（特に会議費支出による情報交換会等）を実施するかどうかはその必要性を慎重に判断し、感染防止対策（人数を絞る/短時間で会う/距離を取る等）と体調管理を徹底すること。

12. 体調不良の場合、自宅で待機するなど、行動を自粛するとともに、大学に連絡する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センターに相談し、かつ医療機関を受診すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。なお、検査を受検し陰性が確認され、かつ、症状が回復した場合は出勤可能とする。

13. その他、国及び新潟県（又は移動先の都道府県）が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。（新潟県及び長岡市からの情報は、＜参考＞のリンク先を参照）

職員

1. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク（不織布マスクなど）を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。

2. 勤務場所における3密を避ける措置を講じたうえで業務を行うこと。学内外における感染リ

スクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。また、感染拡大防止の観点から、ワクチン接種を行っている場合でも大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。また、「健康チェック&行動履歴シート」の内容に沿って、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。

3 陽性者は就業禁止となり、自宅待機の期間等は保健所等の指示に従うこと。但し、業務継続性のため、陽性者及び濃厚接触者のうち、無症状の者については、在宅勤務を許可することがある。

4. 海外渡航については、「海外渡航に係る許可の基準及び要件（教職員）（令和4年8月1日から当面の間）^{※1}」に従うこと。国内については、不要不急の県外への移動は用務の必要性を慎重に判断し、極力控えることを要請。なお、県外から移動してきた場合は、5日間は体調に注意して行動すること。

※1 海外渡航に係る許可の基準及び要件（教職員）（令和4年8月1日から当面の間）

https://www.nagaokaut.ac.jp/shincyaku/202208/01_2.html

5. 会議等は、メールもしくはオンライン会議により実施することが原則。

6. 学外者との会議・打合せ等もできるだけメールもしくはオンライン会議により実施することを要請。学外からの来訪者（アポイントメントのある者）との対面での打合せ等を行う場合については、感染防止対策を徹底するとともに来訪者の氏名、連絡先等を記録・保存し、危機対策本部からの求めがあった場合には提出すること。

7. 普段顔を合わせない人（特に他都道府県在住者）との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。

8. 酒類を含む飲食を伴う会合（特に会議費支出による情報交換会等）を実施するかどうかはその必要性を慎重に判断し、感染防止対策（人数を絞る/短時間で会う/距離を取る等）と体調管理を徹底すること。

9. 体調不良の場合、自宅で待機するなど行動を自粛するとともに、大学に連絡する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センターに相談し、かつ医療機関を受診すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。なお、検査を受検し陰性が確認され、かつ、症状が回復した場合は出勤可能とする。

10. その他、国及び新潟県（又は移動先の都道府県）が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。（新潟県及び長岡市からの情報は、＜参考＞のリンク先を参照）

施設利用

本学施設内への第三者の立入は原則として禁止とし、本学関係者についてのみ、立入を許可するものとする。また、具体の施設の利用に関しては、次のとおりとする。

1. 図書館は、開館時間を通常通りとし、本学関係者及び当該年度に有効な図書館利用証を所持している学外者に限り利用可。

なお、当該年度に更新手続きを行っていない、または図書館利用証を所持していない学外者は、事前に来館予約をした上で、来館時に図書館利用証の更新/発行手続きを行うこと。

2. 体育施設については、3密をはじめ感染防止策を講じて次の場合において使用可とする。ただし、体育館の更衣室については、感染拡大防止措置を講じられないため、引き続き使用不可とする。

・学生サークルは、使用する施設に関係なく事前に活動計画書を提出し、許可を得た場合に使用可。

- ・教員は、教育研究上特に使用する必要がある場合に使用可。
- ・その他の学生等については、屋外体育施設・体育館・屋内トレーニングルーム・屋内プールについては、利用上の制限措置を講じて使用可（ただし、冬季間や工事期間は利用不可の期間あり）。学外者の利用は不可。

3. 福利棟厚生施設（食堂（第1、第2及び喫茶）、売店等）は、感染防止対策を実施したうえで営業。ただし、本学関係者に限り利用可。

※本学関係者・・・本学学生・教職員、大学構内で業務を行う方、本学教職員とアポイントメントのある方、本学が指定している業者等の方

《追加注意事項》

◎ 次の事項に該当する場合、感染に十分注意して行動すること。

1. 混雑している交通機関に乗り合わせた場合やスーパー、コンビニ、銀行など人が集まる場所に行った場合
2. 外食する場合
3. ホテル等に宿泊する場合
4. 人が密集する場所やイベント会場及びその前後の行動
5. ライブやコンサート、演劇への参加
6. 飲み会、カラオケなどの飛沫感染のリスクが高い場所での行動

《新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA使用の推奨》

感染拡大防止の観点から、厚生労働省が開発した標記のアプリについて、下記のサイトからダウンロードを行い、適切な利用を推奨する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

《新潟県患者情報入力フォーム（スタンバイパスポート【スタパ】）への入力の推奨》

医療機関での検査（新潟県から送付を受けた抗原検査キットによる検査を含む）で陽性となった場合、自宅での療養が可能か、又は宿泊施設での療養が必要かを保健所が判断するために必要な情報を検査当日中（結果判明前）に入力することにより、該当情報をもとに新潟県により療養調整が行われ、必要な療養が短期間で受けられることを目的としたもの。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kanzanyuuryokufom.html>

<参考>

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/proposal/>

新潟県 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>

長岡市 新型コロナウイルス感染症に関する情報

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate96/index.html>